

北海道体育学会研究助成規定

令和5年2月1日制定

[目的]

第1条 この規定は、北海道体育学会会員が実施する体育・スポーツや健康科学および地域スポーツ振興に関係する研究に対して助成を行うことにより、北海道における体育・スポーツ科学研究の活性化と道民のスポーツライフの充実に寄与することを目的とする。また、若手研究者の育成や、学校教員（幼・小・中・高等学校および特別支援学校の教員）の研究支援・促進も目的の1つである。

[研究助成の対象]

第2条 北海道体育学会研究助成（以下、研究助成）の交付の対象は、北海道体育学会会員（以下、会員）とする。

[助成金額および採択件数]

第3条 1. 助成金額は10万円を1件以内、5万円を1件以内とする。採択された研究助成について、内定を辞退することはできないものとする。
2. 助成金の採択件数は毎年2件以内とする。

[研究期間]

第4条 助成の対象となる研究の期間は、研究助成を受けた年度内とする。

[研究助成申請]

第5条 1. 研究助成を申請できる研究は、会員1人による個人研究、もしくは会員複数名での共同研究とする。なお、複数名での共同研究の場合は、研究代表者が申請を行うこととする。
2. 研究代表者は当該研究が終了するまで全責任を負うものとする。
3. 当該年度における本学会研究助成の重複は認められない。
4. 本研究助成の対象となる研究は、他の競争的研究費や研究助成等との重複を認めるとものとする。

[研究計画書の提出]

第6条 研究代表者は、所定の研究助成申請書（第1号様式）および研究計画書（第2号様式）を北海道体育学会研究委員会（以下、研究委員会）に提出する。

[研究助成の選考および決定]

第7条 1. 研究助成の選考は研究委員会および研究委員会が指定する会員で行う。
2. 研究委員会は、研究助成申請書および研究計画書の内容を協議して助成対象候補を選考の上、決定する。
3. 研究委員会は、助成対象候補となった研究について役員会にて報告する。

[内定後の手続きおよび研究計画の説明]

第8条 内定を受けた研究代表者は、交付金額の決定後、交付申請書（第3号様式）および助成金使用計画書（第4号様式）を速やかに提出したうえで、当該年度の北海道体育学会研究発表会において、研究計画について口頭での発表により説明を行う。

[研究内容の変更および中止]

第9条 助成金の交付を受けた研究代表者は、研究内容の変更および中止の必要がある場合は、速やかに研究委員会に申し出なければならない。

[助成金の使用制限]

第10条 助成金の交付を受けた者は、助成金対象研究に直接必要な経費以外にこれを使用してはならない。

[実績報告]

第11条 1. 助成金の交付を受けた者は、交付を受けた年度の3月末日までに研究終了報告書（第5号様式）および決算報告書（第6号様式）を研究委員会まで提出しなければならない。また、助成金の交付を受けた者は、交付を受けた年度の学会大会、翌年度の研究発表会、翌年度の学会大会のいずれかで、口頭発表として成果報告を行わなければならない。

2. 前項が遂行されない場合、助成金の交付を受けた者は助成金を速やかに全額返納しなければならないことがある。

[決定の取り消し]

第12条 1. 役員会は、助成金の交付を受けた者が第10条の規定、その他助成金の交付に決定の内容、または、これに付した条件等に違反した場合は、助成金交付の決定の全部、または、一部を取り消すことができる。

2. 前項の規定により取り消しを受けた場合は、その決定内容を研究代表者に通知する。

[帳簿等の整理および提出]

第13条 助成金の交付を受けた者は、助成金の収支に関する帳簿を整え、領収書等関係書類を整理し、交付を受けた年度終了後、研究委員会に提出しなければならない。

[経理の調査]

第14条 役員会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けたものに対し、その助成金の経理について調査し、報告を求めることができる。

[その他]

第15条 この規定に定めるもののほか、助成金の取り扱いに関して必要な事項は、その都度役員会で定めるものとする。

付 則

本規定は、令和5年2月1日から施行する。